

議案第122号

大正区鶴町1丁目堤防耐震対策工事請負契約の一部変更について

別紙に記載する大正区鶴町1丁目堤防耐震対策工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

変更前の契約金額	変更後の契約金額
537,840,000円	624,850,000円

令和2年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

大正区鶴町1丁目堤防耐震対策工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

大正区鶴町1丁目堤防耐震対策工事請負契約の概要

- |   |         |                                  |               |
|---|---------|----------------------------------|---------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 堤防耐震対策工事<br>延長                   | 一式<br>154メートル |
| 2 | 契約の相手方  | 新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3<br>株式会社 本間組 |               |
| 3 | 契 約 金 額 | 537,840,000円                     |               |
| 4 | しゅん工期限  | 令和2年6月30日                        |               |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市大正区鶴町1丁目                      |               |

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。